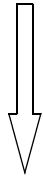


2 会計書類の構成及び内容

(1) 会計書類の種類

単独事業所の場合

就労支援事業事業活動計算書



複数の就労支援事業所を運営している場合は
就労支援事業事業活動内訳表

① 複数の生産活動を実施している

就労支援事業別事業活動明細書

② 製造部門と販売部門があり、年間売上高が5,000万円超

※ 製造部門のみの場合は「就労支援事業製造原価明細書」に整理

※ 販売部門のみの場合は「就労支援事業販管費明細書」に整理

※ 製造部門と販売部門の双方がある場合は仕分けして、それぞれに整理



就労支援事業製造原価明細書

就労支援事業販管費明細書

②-2 年間売上高が5,000万円以下で、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売部門に係る費用を区分することが困難な場合

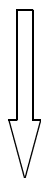


就労支援事業明細書

※ 多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略できます。

多機能型事業所の場合

就労支援事業事業活動計算書



複数の就労支援事業所を運営している場合
就労支援事業事業活動内訳表

① 複数の生産活動を実施している

就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）

② 製造部門と販売部門があり、年間売上高が5,000万円超

※ 製造部門のみの場合は「就労支援事業製造原価明細書」に整理

※ 販売部門のみの場合は「就労支援事業販管費明細書」に整理

※ 製造部門と販売部門の双方がある場合は仕分けして、それぞれに整理



就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）

就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）

② - 2 年間売上高が5,000万円以下で、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売部門に係る費用を区分することが困難な場合



就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）

※ 多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略できます。

注 1：共通経費の按分方法については、

「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に準ずるものとされています。

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の

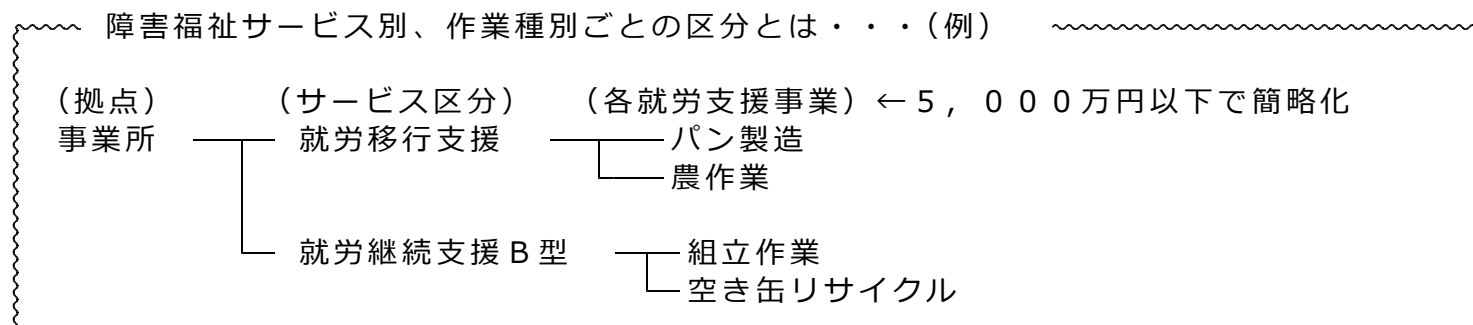
「13 共通支出及び費用の配分方法」及び「別添 1 具体的な科目及び配分方法」を参照してください。

注 2：上記に示した会計書類は、「就労支援事業会計処理基準」に示されたもので、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」では、「別紙 3」で次のとおり附属明細書が示されています。

別紙 3 ⑮	就労支援事業別事業活動明細書
⑮ - 2	〃 (多機能型用)
⑯	就労支援事業製造原価明細書
⑯ - 2	〃 (多機能型用)
⑰	就労支援事業販管費明細書
⑰ - 2	〃 (多機能型用)
⑱	就労支援事業明細書
⑱ - 2	〃 (多機能型用)

注 3：複数の生産活動を実施している場合は、各生産活動別に所要経費を整理し、共通経費を合理的な方法で按分すること。

注 4：多機能型事業所の場合、各障害福祉サービス別に所要経費を整理し、共通経費を合理的な方法でサービス区分ごとに按分すること。



(2)原価計算の実施

- **就労支援事業別事業活動明細書**は、就労支援事業活動増減差額を算出するための重要なもの。
「工賃は、A『生産活動に係る事業の収入』からB『生産活動に係る事業に必要な経費』を控除した額に相当する金額を、利用者に支払わなければならない。」
→就労支援事業活動増減差額が多額に発生していないか、ここでチェックします。

A『生産活動に係る事業の収入』
= **就労支援事業別事業活動明細書**中の「就労支援事業活動収益計」

B『生産活動に係る事業に必要な経費』
= **就労支援事業別事業活動明細書**中の「就労支援事業活動費用計」
就労支援事業活動費用計 = **①就労支援事業販売原価** + **②就労支援事業販管費**

- 就労支援事業所以外で製造した商品を仕入れて販売する場合は、
①就労支援事業販売原価 = 期首製品棚卸高 + 仕入高 - 期末製品棚卸高 となります。
- 部品の組み立て等の下請け作業の場合は、製造業務のみに従事することになるため、販売費及び一般管理費がありません。
- 棚卸しを行わないと、「期首製品（商品）棚卸高」、「期末製品（商品）棚卸高」が把握できません。
- B『生産活動に係る事業に必要な経費』（就労支援事業の費用：就労支援事業別事業活動明細書の「就労支援事業活動費用計」）は、主に、
①製品の製造に必要な経費（就労支援事業販売原価）、
②販売に必要な経費（販売費及び一般管理費） に大別されます。

収入 (例：パン売上)	①就労支援事業販売原価 (例：パンの製造に必要な経費…原料費、製造に携わる利用者の工賃、外注加工費、光熱水費等各種経費)
	②就労支援事業販管費 （販売費及び一般管理費） (例：パンの販売に必要な経費…販売に携わる利用者の工賃、交通費、消耗品費等)

□パンの製造を例にしてみると…

《例》パンを製造し、販売する場合（1年間で250個生産）

【製造原価】	→	【販売価格】
1個 60円		1個 ?円

①就労支援事業販売原価

= 期首製品棚卸高 + 製造原価（材料費 + * 労務費 + 各種経費） - 期末製品棚卸高

* 労務費は、利用者賃金、工賃を含む。

②就労支援事業販管費 = * 労務費 + 各種経費

* 労務費は、利用者賃金、工賃を含む。

製造原価が1個60円（総額15,000円）で期首と期末における材料残がなかったとし、販管費が20,000円とした場合の価格設定をしてみましょう。

製造原価（250個×@60円）15,000円 + ②販管費20,000円 = 35,000円 35,000円÷250個 = 140円

※35,000円が就労支援事業別事業活動明細書の「就労支援事業活動費用計」（B「生産活動に係る事業に必要な経費」にあたります。）

1個140円以上の価格設定が必要であることが分かります。

これをもとに、販売価格を設定することになります。例えば200円で売るとして試算してみると、販売価格200円 - 1個あたり必要経費140円 = 60円の差額（儲け）が出るため、60円×250個 = 15,000円相当を工賃総額に反映できることになります。

差額（儲け）が、「就労支援事業活動増減差額」になる訳ですから、この差額がなくなるように、目標工賃額を踏まえた工賃額を設定し、実際の販売価格の設定を行います。

毎月、この作業を行っていれば、会計年度末に多額の就労支援事業活動増減差額があることに気付いて慌てなくて済むこととなります。

(3)支出科目

- 就労支援事業における支出であり、自立支援給付費を基とする障害福祉サービス事業とは区別されます。
 □ 例として就労支援事業明細書の勘定科目を見てみると…

就労支援事業明細書

勘定科目	説明	例(クリーニング事業)
材料費		
期首材料棚卸高	就労支援事業に関する当該会計年度の材料の受入高期首における主要材料及び補助材料(商品含む)の棚卸高	前年度から引き継いだ材料価値額
当期材料仕入高	当期における主要材料及び補助材料(商品含む)の仕入高	年度内に仕入れた材料経費
期末材料棚卸高	期末における主要材料及び補助材料(商品含む)の棚卸高	年度未残った材料価値額
	◎ (「期首材料棚卸高」+「当期材料仕入高」) - 「期末材料棚卸高」=「当期材料費」	
労務費		
利用者賃金	就労支援事業に従事する利用者に支払う作業賃金	
利用者工賃	就労支援事業に従事する利用者に支払う作業工賃	
就労支援事業指導員等給与	基準に定める人員配置を超えて専ら就労支援事業に従事する目的で雇用している職員に支払う給与 ※人員基準内の職員として雇用している場合は、訓練等給付費で賄われるため、就労支援事業活動とは別に人件費(職員給料)で計上する。	
就労支援事業指導員等賞与引当金繰入	上記と同様、人員基準を超える職員分翌会計期間に確定する賞与の見積もり額	
就労支援事業指導員等退職給付費用	上記と同様、人員基準を超える職員分退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計年度分	
法定福利費	上記と同様、人員基準を超える職員分法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等	

前ページから続く

勘定科目	説明	例(クリーニング事業)
外注加工費	<p>外部に依頼した加工費の支払額 ※製造工程の中で、同一法人内の他の会計(施設)に外注加工を発注(依頼)した場合は、「うち内部外注加工費」としてカッコ書きで再掲。 ※受注側の事業所では、就労支援事業別事業活動明細書(表1)で「就労支援事業収益」として計上する。</p>	クリーニングの外注加工
経費	作業経費	
福利厚生費	基準に定める人員配置を超えて専ら就労支援事業に従事する目的で雇用している職員の健康診断費用等	
旅費交通費	上記と同様、人員基準を超える職員分出張旅費および交通費	クリーニング関係店への製品運搬経費
器具什器費	就労支援事業に直接必要な器具、什器等で、固定資産の購入に該当しないものの消費額	クリーニング用アイロン購入費
消耗品費	就労支援事業に直接必要な消耗品で、固定資産の購入に該当しないものの消費額	クリーニング用包装ビニール代、ハンガー代等
印刷製本費	就労支援事業に必要な書類、諸用紙、関係資料等の印刷代及び製本代	
水道光熱費	就労支援事業に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料	
燃料費	就労支援事業に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費	クリーニング機械等灯油代
修繕費	就労支援事業に係る建物、器具及び備品等の修繕費又は模様替の費用。建物器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。	大型洗濯機・乾燥機修繕費
通信運搬費	就労支援事業に係る電話、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信運搬に要する費用	
受注活動費	就労支援事業における受注活動に係る経費	DM経費等
会議費	就労支援事業に係る会議等の茶菓子代、食事代等	
損害保険料	就労支援事業に係る建物、器具及び備品等に係る損害保険契約に基づく保険料	

前ページから続く

勘定科目	説明	例(クリーニング事業)
賃借料	就労支援事業に直接必要な機械器具等の賃料	
図書・教育費	就労支援事業に係る新聞、図書、印刷物等	
租税公課	就労支援事業に係る租税公課	
減価償却費	就労支援事業に係る固定資産の減価償却の額 ※建物に係るものは計上しない。計上するのは、就労支援事業に使用する生産設備等に限る。法人の建物は基本財産であるため。	大型洗濯機・乾燥機減価償却費
国庫補助金等特別積立金取崩額（控除項目）	就労支援事業で使用する設備のうち、国庫補助金等により取得した設備に係るもの。当該設備の減価償却に応じて活動費用から控除する。	
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金(まだ徴収不能として確定していないが、翌会計年度以降に回収できない可能性が高く、徴収不能の原因が当該会計年度以前に発生しており、金額を合理的に見積もることができるもの)に繰入れる額	
徴収不能額	金銭債権の徴収不能額のうち、徴収不能引当金で補填されない部分の金額	
雑費	就労支援事業に係る経費のうち、上記のいずれにも属さないもの	
期首仕掛品棚卸高 ^{しかかりひん}	作成途上の製品に係るもの。	
期末仕掛品棚卸高 ^{しかかりひん}		
	◎（「当期就労支援総事業費」+「期首仕掛品棚卸高 ^{しかかりひん} 」） -「期末仕掛品棚卸高 ^{しかかりひん} 」=「就労支援事業費」	

(4)各種積立金

- 就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないため、原則として剰余金は発生せず、就労支援事業事業活動計算書における「就労支援事業活動増減差額」は生じないが、将来にわたって安定的に工賃を支給するため 又は 安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、一定の条件を満たした場合は、2種類の積立金を計上できます。

- 理事会の議決に基づき、積み立てること。取り崩す場合も、理事会の議決に基づくこと。

- 当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払実績額を下回らない場合に限ること。

- 積立金を積み立てる場合は、同額の積立資産を積み立てること。
(社会福祉法人においては、貸借対照表の「その他の固定資産」に計上される。)
その他の積立金明細表及びその他の積立資産明細表を作成すること。

- 就労支援事業事業活動計算書の当期末繰越活動差額から一定の金額をそれぞれの積立金ごとに定められた範囲内で計上すること。

①工賃変動積立金

毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回った場合の工賃の補填に備え、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、計上する。

- 各事業年度における積立額：過去3年間の平均工賃の10%以内
- 積立額の上限額：過去3年間の平均工賃の50%以内

保障すべき一定の工賃水準とは、

過去3年間の最低工賃（天災等により工賃が大幅に減少した年度を除く。）のこと。

これを下回った年度は、理事会の議決に基づき、工賃変動積立金及び工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支給する。

②設備等整備積立金

就労支援事業を安定的かつ円滑に継続するため、就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応するため、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、計上します。

○各事業年度における積立額：就労支援事業収入の10%以内

○積立額の上限額：就労支援事業資産（注）の取得価額の75%以内

注：「就労支援事業の会計処理の基準」に関するQ & A No.50より

「就労支援事業資産」には、就労支援事業で使用する建物は含まない。

□上記①及び②の積立金の他目的のための流用は認められません。しかし、自立支援給付費収入の納付が遅れる（概ね2ヶ月以上の遅延に限る）ことに伴い、運営上やむを得ない場合には、一時的に繰り替え運用することが認められています（ただし、自立支援給付費収入により補填を速やかに行うことが条件。）。

3 就労継続支援A型における留意事項

□就労継続支援A型に関する指定基準省令及び解釈通知、設備及び運営基準の一部が平成29年4月1日施行で改正されました。

- ①生産活動の事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにすること。
- ②原則として、賃金及び工賃を給付費から支払わないこと。
- ③運営規程に、就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び工賃、利用者の労働時間及び作業時間を記載すること。

□改正内容についての詳細は、以下の通知を参照してください。

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成29年3月30日障発0330第8号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について（平成29年3月30日障発0330第4号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）